#### 徳島県人と人との絆を紡ぐ条例(仮称)案に係る パブリックコメントの結果

①条例の文言に関係すること。 <条例全体、構成に関すること。>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する県議会の考え方
1	条例の趣旨等は時代の流れに沿った適切なものであるが、各論の記載が乏しく、具体的な中身が県及び県民の努力目標にとどまっている。ある程度の強制力や義務を伴うものにしたほうが実効性が増す。例えば「とくしま地域活動の日」を設け、行事を自粛し、各地域で住民がボランティア活動等の奉仕活動を行うことを定めてはどうか。	条例を制定することで、人と人との絆を紡ぐ気運を高め、県民の皆様の自主的かつ主体的な取組を促していきたいと考えています。 条例制定後は、県民の皆様に条例について十分ご理解いただき、人と人との絆づくりに取り組んでいただけるよう、条例の広報に努めます。 また、県の関係部署に、条例の基本理念にのっとり、具体的な施策を検討するよう伝えました。
2	人と人とのつながりが希薄となっている今こそ、人と人との 絆を紡ぎ、互いに助け合い、支え合う家庭及び地域社会を構 築するために、条例を制定してほしい。	ご意見のとおり、人と人とのつながりが希薄となっている中で、東日本大震災を契機に、人と人との絆の大切さが改めて見直されている今こそ、時機を逸することなく、この条例を制定し、児童虐待、いじめ等の社会問題の解決につなげていかなければならないと考えています。
3	具体的に何をするのかわからない。施策の基本方針を条文に 明記してはどうか。	条例案の第4条第1項において、県は、基本理念にのっとり、 人と人との絆を紡ぐことを支援する施策を推進するものとしています。 県の関係部署に、基本理念にのっとり、具体的な施策を検討するよう伝えました。 また、県議会としては、基本理念にのっとった施策が実施されているかをチェックしていきます。

# <条例全体、構成に関すること。>

No	ご意見の概要	ご意見に対する県議会の考え方
4	知事任せではなく、議会としての取組も必要ではないか。「絆 議長大賞」を創設し、議長が、感動を生む取組を顕彰するこ とを条文に加えるよう提案する。	ご意見のとおり、県議会として、県民の皆様の先頭に立って、 積極的に取り組まなければならないと考えていますので、今 後の取組を検討する際には参考とさせていただきます。

## <条例の名称等に関すること。>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する県議会の考え方
5	「徳島県」と「人と人との」の間に、スペースか「-」を入れないと、「徳島県人」と誤解される。	条例の名称については、途中にスペースを入れたり、「-」でつなぐようなことは、条例作成上、行っていません。 本県の条例であることを明らかにするため、名称としては最初に「徳島県」とつけていますので、ご理解をお願いいたします。
6	「絆を紡ぐ」の「紡ぐ」という単語は、今あまり使われていないので、「はぐくむ」としてはどうか。	細い繊維をよって、丈夫な太い糸に紡いでいくように、人と 人とのつながりを深めることによって、離れがたい結びつき を持った絆を形成していこうという意味で、「紡ぐ」という 言葉を使っています。

### <前文に関すること。>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する県議会の考え方
7	前文に「少子高齢化」とあるが、既に高齢社会になっているので、「化」は要らないのではないか。	ご意見のとおり、我が国は、高齢者が総人口の23.0%(平成22年国勢調査)を占める超高齢社会を迎えていますが、 高齢化は依然として進行しているため、「少子高齢化」としています。
8	前文に「ぬくもりのある地域社会」等々とあるが、自治意識の向上という意味では鍵となる言葉が弱い。	本県では以前から、県民の皆様に思いやりや人と人との絆を 大切にする精神が根付いており、ぬくもりのある地域社会を 形成していただいているという意味で、このような記述とし ています。 なお、近年、全国的に児童虐待、いじめ等が社会問題となっ ていること、また東日本大震災が発生し、人と人との絆の大 切さが改めて見直されていることを踏まえ、人と人との絆を 紡ぎ、互いに助け合い、支え合う家庭及び地域社会の構築を 促進することが、今回の条例制定の趣旨です。

### <基本理念に関すること。>

No.	ご意見の概要	ご意見に対する県議会の考え方
9	人との絆の大切さを改めて認識するとともに、家庭及び地域 社会で互いに助け合い、及びいたわり合うことを基本として」	ご意見のとおり、この条例における重要な箇所ですので、基本理念において、「県民が基本とする事項」を、第1号として「人と人との絆の大切さを改めて認識すること。」、第2号として「家庭及び地域社会で互いに助け合い、及びいたわり合うこと。」の2つの号に分けて整理し、強調するよう修正しました。

### ②今後の取組・施策に関係すること。

No.	ご意見の概要	ご意見に対する県議会の考え方
10	日本や世界が抱える課題に対し、徳島から貢献するという志を持って、全国及び世界へと広げつつ、これからの社会を支える子供や大人の人材育成に取り組むことは、最重要課題であり、「オンリーワン徳島行動計画」と融合・連携して推進されている。 公正、公平、透明で、わかりやすい、オンリーワンの価値・魅力を創造し、今後その価値を高めていく条例案を取りまとめ、「いけるよ!徳島・行動計画」を推進してほしい。	ご意見のとおり、人と人との絆を紡ぐことを推進し、絆を大切にする人材を育成するとともに、その取組を全国及び世界へと広げることは重要と考えています。また、県政運営の指針である「いけるよ!徳島・行動計画(オンリーワン徳島行動計画)」では、長期ビジョンとして、「高齢者等の見守りや相談活動に熱心に取り組み、一人暮らしの人でも、孤立感に陥らないぬくもりのある地域社会が形成されていること」等を示しているため、県の関係部署に、同計画を踏まえて施策を推進するよう伝えました。
11	第4条に基づき、目的を達成するために市町村と緊密な行動 を呼びかけてほしい。	条例案の第4条第2項において、県は施策の推進に当たっては、市町村及び関係団体等との連携に努めるものとしています。 施策の効果を最大限に発揮するためには、市町村及び関係団体等に条例の趣旨をご理解いただき、ご協力を得ることが不可欠と考えていますので、県の関係部署に、市町村及び関係団体等との連携に努めるよう伝えました。